

質問回答

平成 26 年 1 月 28 日

「案件名：インドネシア国マラッカ－シンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画（第1期）F/U 協力（資機材供与・修理）」
（公告日：平成 26 年 1 月 15 日）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 12 ページ： 6. 業務内容	業者との契約調印後、機器補修・追加対策のために請負者が作成する製作図について、発注者側の確認・承認が必要と思料致しますが、そのような業務は今回の業務スコープに含まれていますか？ （製作図の作成は契約で義務付ける必要があると思います、また仮に義務付けなくとも図面がなければ工場製作、現地での補修ができませんので、請負者は図面を作成されると思います。）	注文生産で製造する機器の製作図及び屋外設置機材の据付方法等については発注者側の確認・承認が必要となり、左記業務についても今回の業務スコープに含めています。
2	業務指示書 13 ページ 6. 業務内容(4)	船積時の検査は、通常は無償資金協力で実施されているように、第三者機関による検査を実施するのでしょうか。 実施する場合、その費用負担は JICA、請負者、コンサルタントの何れになりますか。 実施しない場合、第三者機関による検査業務と同等の確認をコンサルタントが実施するという業務指示でしょうか。	船積前検査は第三者機関による検査ではなく、コンサルタントが検査をすることを想定しています。 検査範囲としては、仕様書に定めたものが船積されているかの確認になります。もし、輸出にあたり第三者機関の検査レポートが必要になる場合は、機材調達を担当する業者が第三者検査機関に発注することになります。

以上